

第4回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会

日 時 令和3年8月30日（月）

場 所 第2委員会室

次 第

1 政治倫理基準に違反する行為の存否について

2 その他

追 加 意 見 書

山陽小野田市議会政治倫理審査会

会長 矢 田 松 夫 殿

令和3年 8月 27日
山口県山陽小野田市新有帆町19番1号

杉 山 晶 等

現在、私の調査請求に基づいて、山陽小野田市議会政治倫理審査委員会が立ち上げられ、山田議員によるブラック企業発言及びその後の対応状況が政治倫理基準に違反するものであるか否かについて審議が行われているところであります。これまでの政治倫理審査会の審議の状況に照らして、次のとおり、意見を述べさせていただきます。

1 山田議員からの事情の聴取に関して

中岡委員からの質問として、要旨「間違った発言の中で、市民にご迷惑をかけたとかそういう意識はありましたか」との質問がありました。これに対して山田議員は、「私の発言というのは、既に下った判決以上のものはできない」などと理解不能な答弁をしております。続いて、中岡委員から、「山田議員が、(本会議で)訂正までして、市民に対してどういう感情を持たれたか」という質問がされました。山田議員は、「法的問題はないという結論が出ているのであるから、それ以上は発言すべきでないと考えている」などと回答しております。

その後も、岡山副会長から、「政治倫理審査会であり、裁判の内容を審議しているのではなく、議員の発言が行為規範に違反するか否か、政治的・道義的に責任があるかどうかを審議している。法令がどうとかは問題ではない」との指摘がなされましたが、山田議員は、既に判決が出た問題であり、これ以上発言することはないと述べておりました。

法律の専門家である弁護士に対して、裁判所の判決の内容等について意見を求めましたので、資料として添付します。ここにも書かれているように、裁判所は、法的責任の有無のみを判断するのであり、政治倫理に違反するか否か、政治的・道義的責任があるか否かという点は審査しません。したがいまして、山田議員が発言する、裁判所の決定以上の発言はできないという発言は、法律に違反しさえしなければ何をやってもよいという、政治倫理の欠落した山田議員の姿勢を如実に表す受け答えだと考えております。

その他、山田議員は、回答に詰まると現在和解協議中であり回答できないなどと発言

しておりましたが、政治倫理審査会と和解協議は関係のないことであり、山田議員自身が説明を拒む理由としているだけにすぎません。裁判所から和解案が示されているのは事実ではありますが、山田議員が自らの非を認めて、相応の謝罪等をしないのであれば、当方において和解に応じる意向はありません。山田議員は、裁判の進行や判決を都合よく利用して、自らの政治的・道義的責任と向き合おうとしていないのであり、山田議員が、政治倫理基準に定める品位を保持しているとは到底思われません。

2 2021年8月16日付「申入書」について

山田議員を擁護するかのような資料が提出されておりますが、これに対して、意見書を作成してもらいましたので、資料として添付します。第3回政治倫理審査会においても、全体としては、この申入書に記載された意見に流されることはなかったようにも見受けられましたが、念のために、私が相談しております弁護士の方に意見を求めましたので、添付します。

引き続き、このような誤った解釈に引きずられることなく、山田議員の発言について、厳格に審査していただきたく存じます。

以上

意見書

山陽小野田市議会政治倫理審査会
会長 矢田松夫 殿

山口県下関市大平町2番6号

沖田法律事務所
弁護士神邊健司

1 はじめに

現在、山田伸幸議員を対象とする山陽小野田市議会政治倫理委員会が開催されており、同委員会において、山田議員によるブラック企業発言が、山陽小野田市政治倫理条例に違反するか否かの審理が行われていると聞いております。これに関連して、日本共産党山陽小野田市委員会委員長下瀬俊夫なる人物から申入書が提出されておりますが、この内容について、看過できない法解釈上の誤りが含まれておりますので、以下、意見を述べます。

2 「政治倫理」の解釈について

申入書では、政治倫理とは、「倫理（モラル）」ではなく、議員活動に名を借りた「不正防止」にその趣旨があり、だから「政治倫理」であるなどと主張している。

しかしながら、山陽小野田市議会倫理条例では、「議員は、公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」（第3条柱書）、と規定されている。当然のことであるが、法令等に違反するような活動をしてはならない。政治倫理基準は、法令に違反しないのみならず、主権者たる市民からの負託を受けて、議員として市政に関わる権能と責務を与えられた以上は、市民の信頼を裏切ることのないよう、議員として活動するに当たっては、その品位の保持に努めなければならないのである（第2条2項）。

申入書の解釈は、不正防止のみを念頭に置いた解釈であり、権力の上にあぐらをかきながら、市民の迷惑等を一顧慮に使用としない山田議員と同様に、独善的な解釈を示しているものである。

3 議会の権限の範囲について

申入書では、「請求人は、山田議員が『議員の職務を離れた』議会外の活動に関する問題にしています」などとして、山田議員の街宣活動等に関する行為については、議会としては干渉できないはずであるなどと主張している。

しかしながら、山陽小野田市議会政治倫理条例では、政治倫理基準として定める中には、「その地位を利用し、社会通念を逸脱する金品は授受しないこと」（第3条2号）、「政治活動に関し、政治的又は道義的な非難を受けるおそれのある寄付等を企業、団体

等から受けないこと」(第3条3号)など、議会外の活動に関する規定が設けられている。このことから、少なくとも議会に、政治倫理基準に違反する行為の存否を調査する権限が与えられていることは明らかである。

4 広島高裁判決の内容とブラック企業発言に関する責任

(1) 広島高裁判決は、太陽産業が山田議員に対して、名誉毀損を理由として損害賠償を求めた事件の控訴審判決である。原判決(地裁判決)では、山田議員の発言は、山陽小野田市議会議員としてなされたものであり、個人に対する請求は認められないというものであった。これは、公務員が職務について行った不法行為責任は、国または地方自治体がその賠償責任を負うという国家賠償法上の解釈に基づく判決である。したがって、上記地裁判決の後、太陽産業は、やむを得ず山陽小野田市を被告として、国家賠償請求事件を提起しており、同事件は、現在も係属中である。

以上のとおり、地裁判決では、山田議員のブラック企業発言が、公務員が職務について行った行為であるか否かという点が争点となっていたのであり、控訴審でも、この点を中心に判断されている。なお、広島高裁判決は、山田議員の発言が、「太陽産業の名誉を毀損したとして不法行為を構成するとはいえない」と判断しているが、裁判所による事実認定は、裁判の中で顕出された証拠に基づいて行われるものである。上記のとおり、広島高裁では、山田議員の発言が「公務員が職務について行った」ものであるか否かを中心的な争点としていたのであるから、広島高裁判決は、十分な証拠に基づかない不意打ち的なものである。

広島高裁判決は、理由中に、不十分な資料に基づいて見解を述べている点があるものの、同判決が他の裁判所等を拘束するのは、あくまでも、太陽産業の山田議員に対する損害賠償請求が認められないという点に尽きるのである。したがって、現在も、山口地方裁判所において、山陽小野田市を相手方として、山田議員の発言をめぐる国家賠償請求事件は係属中なのである。

(2) 上記のとおり、広島高裁判決について説明したところであるが、そもそも、訴訟の帰趨と政治倫理審査会の判断は、無関係のものである。

すなわち、政治倫理審査会は、あくまでも山田議員の行動が、政治倫理基準に違反するものであったか否かを調査し、然るべき対応をとるべきものである。民事訴訟において、裁判所が判断しているのは、原告の請求が認められるか否かという点に尽きる。したがって、裁判所が、損害賠償請求を認めなかったからといって、政治倫理の観点に照らして、山田議員の行動にお墨付きが与えられるわけではない。裁判所はあくまでも、山田議員の法的責任の有無についてのみを判断するのであり、その他の政治的・道義的責任の存否についてまで判断するものではない。他方で、議員は、主権者たる市民からの負託に応えるべく、法的責任とは離れて、政治的・道義的責任を負っているのであり、これを審理判断するための基準が政治倫理基準なのである。

山田議員は、しきりに高裁判決において、名誉毀損に当たらないと判断がなされた

と繰り返しているが、山田議員の発言は、法的責任に問われさえしなければ、議員は何をしても構わないと言っていることと同義なのである。

政治倫理審査会に先立ち開催された議会運営委員会においては、山田議員の発言は、不穏な発言であると認定されているようであるが、議員として、公の場で発言する以上、不用意に第三者の権利を侵害したり誤解を与えるような発言を控えるべきであることは言うまでもないことである。山田議員は、発言後、直ちにブラック企業発言に対する抗議を受けておきながら、訂正等の措置を講じることもなく、訂正と謝罪を求める太陽産業の抗議活動を、山田議員に対する言論封殺活動であるなどとして批判を繰り返している。このような山田議員の対応が、議員としての品位を欠いていることは明らかなのであり、政治倫理審査会においては、十分に検討していただきたいと考えて、然るべき処分を行っていただきたいと考える次第である。

以上